資料2

地域子ども・子育て支援事業の量の見込と提供体制の確保 （子ども・子育て支援事業）

事業区分		事業内容	確保方策	摘要	令和7年度実績 計画値	令和7年度実績 利用数	計画値－利用数	所管
放課後児童健全育成事業		保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。	定員を超えた利用登録を見込み、定員の1割（66人）増は確保できるものとしている。 令和7年度から、長期休暇中に開設するクラブ（定員39人）を設ける。 令和10年度から、市内公共施設を活用した長期休暇中の受け入れ枠の増加（定員40人）を検討する。	1年生	254	192	62	教育総務課
				2年生	194	182	12	
				3年生	194	170	24	
				4年生	124	80	44	
				5年生	41	33	8	
				6年生	15	15	0	
				計	822	672	150	
時間外保育（延長保育）事業		時間外保育（延長保育）事業保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園・こども園等で保育を実施する事業。	現在は市内11か所で実施している。想定する必要量を概ね充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定する。また、保護者の需要等を踏まえ、適切な職員配置に努める。	—	284	290	▲6	保育幼稚園課
一時預かり事業（幼稚園型）	1号認定による利用	保護者の就労や心理的・身体的支援への要望に基づき、幼稚園・こども園の教育時間終了後に、在園する園等において、在園児を一時的に預かる事業。	想定する必要量を概ね充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定する。 今後も教育時間終了後以外にも夏休み等の長期休園日における一時預かりを継続して行い、利用者のニーズに対応できるよう実施していく。	—	6,733	6,948	▲215	
	2号認定による利用			—	200	491	▲291	
一時預かり事業	幼稚園型を除く	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園等で一時的に預かる事業。	依頼されたサポートは概ね受け付けられるため、量の見込みと確保方策に基づく量は同数としている。今後も利用者のニーズに対応できるよう実施していく。	—	1,954	916	1,038	
病児保育事業		乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び病気となった場合の児童の預かり等の事業。	実績が無いため、一時預かり事業の実績とアンケート結果との乖離率を準用して病児・病後児保育のアンケート結果を基に見込み量を算出。 ＊令和10 年度に1か所で新規開設を見込み、1日あたり2人×月20日×12 月＝480人日の確保を想定。	—	845	0	845	
実費徴収に係る補足給付を行う事業		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業及び施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を助成する事業。	現在は、「施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助」について実施している。「教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助」についても実施を検討する。	—	3	3	0	
ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）	病児・緊急対応強化事業を除く	地域において育児の「援助を行いたい人」と育児の「援助を受けたい人」を組織化し、相互援助を支援する事業。	依頼されたサポートは概ね受け付けられるため、見込み量と確保量は同数としている。今後も、支援を必要としている人が円滑に利用できるよう事業の広報・周知を充実させ、利用者及び援助会員の確保に努める。	—	261	151	110	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業（就学児）				—	525	191	334	
ショートステイ事業（子育て短期支援事業）		保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊を伴う養育を行う事業。	現在、本市ではショートステイ用の施設がないため、他市の施設のショートステイ枠を利用している現状から、ニーズ量に応じた確保量としている。今後利用者の増加が見込まれる場合には、里親委託などを検討する。	—	3	0	3	
地域子育て支援拠点事業		公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業。	これまでの実績より、利用者1人あたりの利用を20回とし2歳以下の人口推計値に乗じて算出。令和7年度より、新居地区、新所地区、西部地区と市内3か所に拠点施設を設け、子育て中の親子が身近な場所で交流の機会や子育てについての相談等ができる体制を整える。	—	19,221	31,815	▲12,594	
利用者支援事業	基本型	幼稚園・保育園・こども園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、こどもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報 提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	事業の実施方法などについての情報収集や研究を進めながら、引き続き子育て支援員を配置し利用者ニーズに応じた支援に努める。	—	1	1	0	
	こども家庭センター型			—	1	1	0	
乳児家庭全戸訪問事業		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	訪問が年度に跨るため、実績を参考に年間出生数の99%を訪問対象家庭数としています。対象家庭の全戸訪問を目指し、今後も早期の訪問に努める。	—	240	231	9	
養育支援訪問事業		養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格をもった訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業。	実績に基づき量の見込みを設定している。今後も相談や支援を行い体制を整え事業を実施する。	—	3	0	3	
妊婦健診		妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業。	母子手帳交付数を見込量とすることで、より正確な確保量が見込め、現在の提供体制で計画期間中も必要な量の確保も見込める。（利用数は妊娠届出数による実績であるため「確保量（見込）」を上回り▲表示となっている。） 今後も広報、ウェブサイト等による啓発を行い受診率の向上に努める。	—	242	275	▲33	
妊婦等包括相談支援事業		妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。	妊娠届出数の見込みに面談数3回を乗じている。 減少しているのは、出生数の推移が減少しているためである。	—	726	642	84	
産後ケア事業		産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業。	想定した量の見込みに対し対応できるよう確保に努める。 【量の見込み（人日）】＝［A推計産婦数（人）］×［C利用見込み産婦数（人）］／［B全産婦数（人）］×［D平均利用日数（日）］ A 推計産婦数……4年間分の産婦数（出生数）のデータ B 全産婦数……R5年の出生数 C 利用見込み産婦数…事業の利用実績データをもとに求めた産婦数 D 平均利用日数…過去4年間の1人あたりの利用平均日数	—	43	99	▲56	
子育て世帯訪問支援事業		家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業。	本市で把握している要保護・要支援児童のいる世帯のうち当事業の必要性が考えられる世帯数としている。 利用可能な別のサービスにつなぐことができた場合には、当事業の利用を終了することを想定しているため、増加ではなく横ばいとしている。	—	3	1	2	

想定よりもニーズが上回った状況

▲（マイナス）表示の事業は、利用数が計画値を超えて実施された事業